

調査研究助成金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人緑の地球防衛基金（以下「この法人」という。）の行う調査研究助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定める。

(交付対象)

第2条 助成金には、第1号助成金（この法人単独助成金）及び第2号助成金（株式会社セディナからの寄付等による助成金）からなる。

2 助成金は、この法人定款第3条に定める目的に適う調査研究に従事し、かつ実質的に当該調査研究に専念できる個人又は団体（以下「研究者」という。）に対して交付する。ただし、当該調査研究が、営利を目的とする場合、既に完了しているものである場合、又は研究集会の開催、国内・海外出張若しくは機械備品の購入のみを目的としたものである場合には、交付対象としない。

3 研究者については、その国籍、所在地、所属等一切の資格は問わないものとする。

(交付対象となる経費)

第3条 助成金の交付対象となる経費は、主として調査研究に直接要する物品の購入費用、調査研究に伴う国内・海外旅費その他調査研究に必要な費用とする。

(公募)

第4条 理事長は、助成金の交付対象者を選出するため、少なくとも毎年1回、関係各機関、各団体及び一般に対し申請者の募集を行う。

2 前項の募集は、外国の機関等に対しても行う。

3 募集方法、募集人員、募集時期、交付金額その他交付対象者選出のため必要な事項は、理事会で定める。

(応募)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、この法人所定の調査研究助成金申請書に次の事項を記載の上、この法人に申請するものとする。

- ① 申請者の住所及び氏名（団体の場合にあっては、代表者の氏名）、所属機関名、共同研究者名
- ② 調査研究の課題
- ③ 調査研究の実施計画
- ④ 調査研究の概要
- ⑤ 助成金の使途内訳
- ⑥ 当該調査研究に関連する調査研究実績

(選考)

第6条 助成金の交付対象者の選考は、第9条に定める審議委員会が、公正かつ厳正に行うものとする。

(助成の決定)

第7条 審議委員会における選考結果に基づき、理事会において、助成金の交付対象者及び交付額を決定する。この場合、この法人の役職員又はその親族が申請者又はその役職員である場合は、その旨を明示した上、審議委員会に諮るものとする。

(決定の通知)

第8条 助成金の交付が決定したときは、理事長は速やかに申請者に対しその旨を通知するものとする。

(審議委員会)

第9条 この法人に、第1号助成金及び第2号助成金の交付となる者を選考するため、それぞれに審議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員3名以上5名以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者のうちから理事会で選出し、理事長が委嘱する。この場合において、この法人の役員である者以外の者が、少なくとも1人含まなければならない。
- 4 委員は、各委員会の委員を兼ねることができる。
- 5 委員の任期は3年とする。
- 6 補欠又は増員により選出された委員の任期は、前任者又は現在者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第10条 委員会は、理事長がこれを召集する。

- 2 委員会を召集するには、開会日の1週間前までに各委員に対して書面をもって、その旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知には、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載するものとする。

第11条 委員会の議長は、委員会開催毎に各委員の互選で定めるものとする。

第12条 委員会は、過半数の委員の出席により成立し、委員会の議決は出席委員の3分の2以上の賛成によりこれを為すものとする。

- 2 委員会の議決事項につき、利害を有する委員は当該事項について議決権を行使することができない。

第13条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成し、議長が記名捺印するものとする。

第14条 議長は、理事長に対し、前条の議事録を添えて選考結果を報告するものとする。

(受給者の義務)

第15条 助成金を交付された者（以下「受給者」という。）は、助成金の交付の対象となった調査研究が終了したときは、遅滞なく、当該調査研究に関する成果を、助成金使途明細書とともに書面をもって、理事長に報告しなければならない。

- 2 当該調査研究が1年を超えて行われる場合にあっては、その経過について、助成金を交付された日から1年毎に書面をもって、理事長に報告しなければならない。

(課題の変更・研究の中止)

第16条 受給者が助成金の交付対象となっている調査研究を中止しようとするときは、その旨を理事長に報告し、その承認を得なければならない。

(研究等の発表)

第17条 この法人は、第15条の規定による調査研究の経過又は成果の全部又は一部につき、刊行物その他の適当な方法をもって発表することができる。

- 2 受給者が助成金の交付の対象となっている調査研究の成果を発表する場合は、この法人から助成金の交付を受けて為したものであることを明らかにしなければならない。

(取消し又は返還要求)

第 18 条 理事長は、受給者が次の各号に該当すると認められた場合は、理事会の承認を得て、助成金の交付決定の取消し、又は助成金の返還を求めることができる。

- ① 助成金の交付による調査研究を中止したい旨又はその規模を縮小したい旨の申出があったとき。
- ② この規程に違反のあったとき。

(改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 58 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。